

事務連絡
令和3年3月9日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」の送付について

平素から、学校での人権教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

学校での人権教育の実施に当たっては、人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議。以下「第三次とりまとめ」という。）も活用しながら取り組まれていることと存じます。

この度、文部科学省に設置している「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」におきまして、教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足する参考資料を作成しました。第三次とりまとめと併せて本資料を御活用いただき、学校における人権教育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。本資料は、電子データをお送りするとともに、文部科学省ホームページにも掲載いたします。

については、都道府県教育委員会指導事務主管課、指定都市教育委員会指導事務主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校設置会社及び学校に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導調査係 片桐、今村、荒木

電話 03-6734-4111（内線 3291）